

長久手市感震ブレーカー設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時に起こる火災の発生を防ぐ感震ブレーカーの設置に係る補助金の交付手続等に関する基本的事項を定めることにより、補助金の交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。その交付に関しては、長久手市補助金等交付規則（昭和60年長久手町規則第6号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、感震ブレーカーとは、地震発生時に、電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための機械であり、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造及び機能を有する内蔵型のもの
- (2) 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規格で定める構造及び機能を有する後付型のもの
- (3) 前各号と同程度の機能を有する一般社団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けているもの。ただし、コンセントタイプ及び簡易タイプを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の申請をすることができる者は次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 市内に自らが所有又は居住する住宅に感震ブレーカーを設置しようとする個人（設置する住宅が賃貸目的の住宅である場合においては、当該住宅の居住者が設置する場合に限る。）
- (2) 市内に自らの居住の用に供するため住宅を新築、増築又は改築（以下「新築等」という。）する際、感震ブレーカーを設置する個人

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各

号に定める額とし、毎年度予算の範囲内において交付するものとする。ただし、この要綱に基づく補助金の交付は、1戸につき1回限りとする。

(1) 前条第1号に該当する場合、その設置に要する費用に2分の1を乗じた額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、1戸あたり40,000円を上限とする。

(2) 前条第2号に該当する場合、その設置に要する費用に2分の1を乗じた額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、1戸あたり10,000円を上限とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、感震ブレイカーを設置する前に長久手市感震ブレイカー設置補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 設置前の写真
- (3) 費用の内訳が分かる見積書
- (4) 設置する感震ブレイカーの形状及び規格がわかる書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに長久手市感震ブレイカー設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定にあたり、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 交付決定の通知前に設置した感震ブレイカーは補助金を交付することができない。

(申請者の責務)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 感震ブレイカーの設置に伴う苦情等は、申請者の責任において処理すること。

(2) 当該補助金申請に係る関係書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管すること。

(3) 感震ブレーカーの設置に関し、関係法令等を遵守すること。

(交付申請の内容の変更)

第8条 第6条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者が、補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき（軽微な変更を除く。）は、あらかじめ長久手市感震ブレーカー設置補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、当該申請で補助金交付申請額を増額することはできない。

2 市長は、前項に規定する申請が適切であると認めたときは、補助金の交付決定の内容を変更し、長久手市感震ブレーカー設置補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、補助金の交付申請を取り下げる場合は、長久手市感震ブレーカー設置補助金交付申請取下書（様式第5号）を市長に出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請及び当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告等)

第10条 申請者は、補助金の申請に係る感震ブレーカーの設置が完了したときは、実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して、完了の日から30日以内又は交付決定の通知があった日の属する年度の2月末のいずれか早い日までに市長に提出するものとする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(1) 領収書の写し

(2) 設置後の写真

(3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項の規定による実績報告があったときは、当該報告に係る書類を検査し、必要があると認めるときは、現地調査を行い、適切であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、長久手市感震ブレーカー設置補助金確

定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 申請者は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消及び補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付決定後に次の各号に掲げるいずれかに該当する事実があることを知ったときは、補助金の交付決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。この場合、市長は、長久手市感震ブレーカー設置補助金取消通知兼全部（一部）返還請求書（様式第9号）により申請者に通知しなければならない。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の決定内容、これに付した条件又はこの要綱の規定に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の交付決定を不相当と認める事由が生じたとき。

（免責）

第13条 感震ブレーカーの設置については、地震発生時の家屋の出火及び延焼から生命を守ることを保証するものではなく、いかなる被害が発生しても長久手市はその責任を負わないものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残

存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。